



平成21年5月14日

会社名 飯野海運株式会社  
代表者名 代表取締役社長 杉本勝之  
(コード番号 9119 東・大・名 各第一部、福、札)  
問合せ先 総務グループリーダー 長命 渉  
(TEL. 03 - 5408 - 0360)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、下記のとおり平成21年6月25日開催予定の第118期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業の多様化に備えるため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、上場会社の株券電子化が実施されたことから、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。  
また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更に関する株主総会開催日	平成21年6月25日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年6月25日(木曜日)

以 上

別紙

(変更箇所は下線の部分です。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 海運業</li> <li>2) 船舶代理業</li> <li>3) 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介および鑑定評価</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4) 不動産の管理に付随する煙草、酒類その他陶漆器等の地方物産販売</li> <li>5) 建築ならびに土木の設計監督および請負</li> <li>6) 倉庫業</li> <li>7) コンビニエンスストアの経営</li> <li>8) スポーツ施設の経営</li> <li>9) 飲食店の経営</li> <li>10) 写真スタジオの経営</li> <li>11) 食料品の輸入、仕入および販売</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>12) 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) (現行どおり)</li> <li>2) (現行どおり)</li> <li>3) (現行どおり)</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>4) <u>貸ホールおよび貸会議室の経営</u></li> <li>5) 不動産の管理に付随する煙草、酒類その他陶漆器等の地方物産販売</li> <li>6) 建築ならびに土木の設計監督および請負</li> <li>7) 倉庫業</li> <li>8) コンビニエンスストアの経営</li> <li>9) スポーツ施設の経営</li> <li>10) 飲食店の経営</li> <li>11) 写真スタジオの経営</li> <li>12) 食料品の輸入、仕入および販売</li> <li>13) <u>船員派遣事業</u></li> <li>14) 前各号に付帯する一切の業務</li> </ol>
<p>(発行可能株式総数および株券の発行) 第6条 当社の発行可能株式総数は、4億4,000万株とする。 <u>2. 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり)  (削除)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>2. 当社は、第6条第2項の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(単元株式数) 第8条 (現行どおり) (削除)</p>
<p>(単元未満株主の権利) 第9条 当社の単元未満株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元未満株主の権利) 第9条 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  (1) ~ (4) (現行どおり)</p>

